

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	集中環境施設	集中環境施設プロセス主建屋1階に設置した造粒固化体収納ドラム缶保管場所において、床面に漏出物があることをパトロール中の当社社員が発見した。当該漏出物は、保管場所にあるドラム缶の一部から収納物が漏出し、固化化した可能性が考えられる。漏出物は、堰内にあるが汚染を拡大させないよう作業区域を設定するなどの処置を行い回収するとともに、原因について調査	A	9月27日公表済 (PDF61KB)

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	No. 1-No. 4重油移送ポンプ廻りの弁（3台）のアクリルカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
2	2号機	計装配管破断検出用温度記録計の内蔵データログプリンタに印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷却水薬液注入タンクベント弁にシートパス（1滴/30秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	3号機	残留熱除去系熱交換器（A）淡水置換配管入口弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該弁座を交換	C	11月16日再審議にてグレード変更 D → C
5	3号機	残留熱除去系海水ポンプ（A）出口圧力計元弁の浸透探傷検査において、弁体に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	C	11月16日再審議にてグレード変更 D → C
6	3号機	残留熱除去系残留熱除去ポンプ（C）軸受潤滑油冷却器冷却水出口弁・入口弁の浸透探傷検査において、弁体シート面及び弁棒に指示模様が認められたため、当該部を交換	D	
7	3号機	残留熱除去系熱交換器（A）淡水置換配管1次逆止弁及び2次逆止弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	C	11月16日再審議にてグレード変更 D → C
8	3号機	残留熱除去系残留熱除去ポンプメカニカルシール水冷却器冷却水入口弁等（計9台）の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該弁棒を交換	C	11月16日再審議にてグレード変更 D → C
9	3号機	取水設備洗浄水配管点検において、スクリーン装置との配管フランジ面（54箇所）に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	所内ボイラ給水薬品（ヒドラジン）溶解場所の環境測定作業を、作業許可前に作業着手したことが認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	3号機	原子炉建屋天井クレーンにおいて、リミットスイッチの故障と思われる警報「主巻き上げ非常限界」の発生による走行不可が認められたため、当該クレーンを点検・修理	D	
12	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）バレル点検において、ピット内に溜り水が認められたため、対応検討	A	
13	3号機	復水系弁点検における復水器ホットウェル水位調整弁バイパス弁の開操作において、水抜き後の残水の漏えいが認められたため、対応検討	B	
14	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（C）バレル点検において、ピット内に溜り水が認められたため、対応検討	A	
15	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）バレル点検において、バレルにピンホールが認められたため、当該バレルを修理	A	
16	4号機	タービン建屋1階復水給水系採取試料冷却水用配管の保温材カバーの外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
17	4号機	タービン建屋1階復水器水室ベント弁用集合排水ファンネルのアクリルカバー止め具に外れが認められたため、当該部を修理	D	
18	4号機	計装用空気系アフタークーラ（A・B）出口配管に塗装の剥離が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
19	5号機	主タービンリフトポンプ（B・D）の出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	6号機	廃棄物処理建屋1階廃棄物集積場所ホイストクレーンに走行不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
21	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）1次セラミックフィルタ逆洗装置付属バッテリーの劣化が認められたため、当該バッテリーを交換	対象外	
22	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）1次セラミックフィルタパルスジェット逆洗装置パーズ空気流量計に湿分の混入が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで